

史跡古津八幡山遺跡保存活用計画等推進委員会開催要綱

(目的)

第1条 史跡古津八幡山遺跡保存活用計画を推進していくとともに、保存や整備、活用などに関し、市民、関係団体、学識経験者、関係行政機関から幅広い意見を聴取することを目的として、史跡古津八幡山遺跡保存活用計画等推進委員会（以下「委員会」という。）を開催する。

(開催期間)

第2条 委員会の開催期間は、史跡古津八幡山遺跡保存活用計画の期間とする。

(委員構成)

第3条 委員会は、委員15人以内で構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が選任する。

- (1) 知識経験を有する者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 関係団体の職員
- (4) その他市長が必要とする者

(任期)

第4条 委員の任期は3年以内とし、再任を妨げない。

(委員長)

第5条 委員会に、委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、委員会の進行を行う。

3 委員長が欠けたとき、または委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長の指名する副委員長がその職務を代行する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、必要の都度市長が招集する。

2 市長が必要と認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、意見または説明を聞くことができる。

3 委員会の会議は公開とする。

(部会)

第7条 委員会は、その所掌事務に係る特定の事項を検討するために、委員の一部及び必要に応じて委員会の委員以外の者で構成する部会を置くことができる。部会には部会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、新潟市文化財センターにおいて処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日等)

1. この要綱は、平成29年6月1日から施行する。